

令和 8 年度

## 公益社団法人那須烏山市シルバー人材センター事業計画

### 1 基本方針

長らく停滞感を強めてきた国内経済も株価の上昇、大幅な賃上げ、政府の物価高に対応した経済財政政策等により緩やかに回復している。しかし、円安や人手不足、米国の関税引き上げ、海外景気の停滞などによる逆風も受けており、経済情勢は引き続き不透明である。

一方、人口減少と少子高齢化が進む中で、労働力の不足、医療費・介護負担の増大、年金など社会保障制度の維持困難化などが懸念されて、元気な高齢者が地域社会の問題解決に果たす役割は大きく、その活躍が期待されている。

シルバー事業はこれらの期待に応えるべく、本地域の特色や実情を踏まえつつ、組織の充実や事業の活性化など目に見える実績を示すことが求められている。

本センターは、会員の高齢化や事業の縮小、それに伴う収益の減少など課題が山積している。特に近年は、「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律（いわゆるフリーランス法）」とそれに伴う新たな契約方法の導入、デジタル化への移行などシルバー人材センター事業を取り巻く環境は大きく変化し、難しい舵取りが求められている。また、定年延長や再雇用制度の普及拡大による会員確保対策など課題があるものの、地域に密着した就業機会の提供により、高齢者の生活の質の向上と生きがい対策を的確に推進していかなければならない。

このため令和 8 年度は、シルバー人材センターの基本理念でもある「自主・自立・共働・共助」をモットーに、新入会員の確保とともに新規事業の開拓など就業機会の拡大を推進し、地域の期待に応えるべく、次の諸事業に取り組むこととする。

### 2 シルバー人材センター事業

#### (1) 就業機会提供事業

当センターは、会員（那須烏山市内に在住する原則 60 歳以上の高齢者で、センターの趣旨に賛同する者）及び那須烏山市内の高齢者に対し、「臨時的かつ短期的又は軽易な業務」に係る就業の機会を以下の形で提供する。

① 請負・委任

当センターの会員に対し、個人や民間企業及び公的機関から請負った仕事をシルバー人材センター利用契約書により提供する。

② 職業紹介事業

公益財団法人栃木県シルバー人材センター連合会と協力し、求職者（会員及び市内に在住する高年齢者）に対して「臨時的かつ短期的又は軽易な業務」の雇用による就業を提供する。

③ 労働者派遣事業

公益財団法人栃木県シルバー人材センター連合会と協力し、会員に「臨時的かつ短期的又は軽易な業務」の派遣労働を積極的に提供する。

(2) 就業機会確保事業

高齢者に対して「臨時的かつ短期的又は軽易な業務」に係る就業機会を確保するために次の事業を実施する。

① 普及啓発事業

シルバー事業を一般市民、民間事業者及び官公庁等に対し、広く周知するため普及啓発活動を実施する。

ア ホームページを活用した広報活動を実施する。

イ 「シルバー人材センターだより」を全戸配布する。

ウ 市の広報等に会員募集や活動状況などの情報を掲載する。

エ 各種イベント等に積極的に参画し、シルバー事業のPR活動を実施する。

オ 「シルバー人材センター事業普及啓発促進月間」に、公共施設の清掃など奉仕作業を通じた地域社会貢献活動を実施する。

② 安全・適正就業推進事業

「安全・安心なシルバー事業」の確立は、シルバー事業遂行の根幹をなすものである。組織を挙げて安全対策の推進を図り、事故の撲滅を図ることが重要である。特に、会員の高齢化に対応した安全就業の周知徹底が肝要である。このため、安全・適正就業委員会による安全パトロールを強化するとともに、安全就業講習会等を実施し、事故のない安全な就業の推進を図ることとする。

適正就業については、「シルバー人材センター適正就業ガイドライン」に基づき就業実態の自主点検を行い、会員の意識啓発や就業先との理解・調整を図りながら法令を順守し、一層の適正就業

の徹底に努める。また、ワークシェアリングを推進し、会員における就業機会の公平・均等化を図る。

③就業開拓事業

シルバー事業の周知に努めるとともに、会員が技能を発揮できる仕事の受注を確保し、就業先の拡大を図るために次の取り組みを行う。

ア 就業開拓委員会を設置し、役職員等が民間企業や公的機関等を訪問して、新規就業先の開拓や継続的な受注の確保など就業の掘り起しを行う。

イ 会員の口コミによって、地域における就業機会の拡大を図る。

ウ チラシ等の配布により、受注の確保を図る。

④介護予防・日常生活支援事業への取り組み

市が行う新総合事業（訪問型サービス事業）の実施に伴い、関係機関と連携し「いきいきホームヘルプ事業」の拡大に取り組む。

⑤新規入会者の勧誘

ア 会員による1人1会員入会の活動を実施する。

イ 入会希望者相談会の実施、就職相談会への参加を推進する

ウ 女性会員の拡大を積極的に推進する。そのため、女性の発想に基づく独自事業の企画提案や女性会員のための就業先を開拓する。

⑥技能講習会事業

公益財団法人栃木県シルバー人材センター連合会と連携し、会員の技術・技能を高めるための講習会を実施する。

⑦独自事業

会員の資格や特技等を活かし、多様な働き方と就業機会の拡大を図るため、刃物研ぎ、門松制作販売、手芸小物品の制作販売等を促進する。

3 法人運営

定款に定める当センターの事業目的に沿って運営できるよう、次の会議を開催する。

(1) 総会

事業報告及び決算など、事業運営にとって重要な案件を審議・決定するため、定時総会を6月に開催する。

(2) 理事会

事業執行状況や会員の入会承認など、事業運営にとって重要な

案件を審議・決定するため、年5回程度開催する。

(3) 各種委員会

センターの組織活動の充実を図り、効果的に運営するため随時開催する。